

工事費負担金契約書

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、第1条に定める本件工事の工事費負担金について、次のとおり契約する。（以下、この契約を「本契約」という。）

第1条（工事概要）

- 本契約における本件工事は、乙の「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（低圧）（平成〇〇年〇〇月〇〇日実施。以下「契約要綱」という。）に基づく、甲乙間における以下の契約（以下「本件太陽光契約」という。）に伴い必要となる連系工事をいう。
連系場所：〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
契約成立日：平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 本件工事の内容は別添のとおりとする。

第2条（工事費の負担）

本件工事の実施にあたり、甲は乙の電気供給約款および供給約款等以外の供給条件（平成〇〇年〇〇月〇〇日実施。以下「供給約款等」という。）ならびに契約要綱に基づき、工事費負担金 金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税等相当額〇〇, 〇〇〇円を含む）を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに乙に支払う。

第3条（工期）

- 乙は、甲から第2条の工事費負担金を受領後、すみやかに本件工事に着手し、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに完成する。
- 甲および乙は、天候、用地交渉または停電交渉の事情等によって本件工事の工期を延長する場合は、その理由を明示し、甲・乙協議のうえ、本件工事完成期日を延期することができる。

第4条（工事費負担金の精算）

第2条の工事費負担金は、本件工事の内容に変更がある場合は、乙の供給約款等および契約要綱に基づき、本件工事の完成後すみやかに精算し、甲または乙は差額をすみやかに相手方に支払う。

第5条（設備の所有）

本件工事により乙が施設した設備（以下、「本件設備」という。）は、甲の負担した金額の多少にかかわらず、すべて乙の所有とする。

第6条（契約の解除または変更）

- 第2条の支払い日を経過しても、甲が工事費負担金を支払わない場合は、乙は、甲に対し、書面にてその事実の解消を求めるものとし、その書面が到達してから30日を経過してもその事実が解消したと認められないときは、本件太陽光契約を解除する。
- 本件太陽光契約が解除または変更された場合で、乙が施設した本件設備が変更または不要となる場合は、乙は必要に応じて本件設備を撤去、変更または工事前の状態へ原状復旧する。
- 前項の場合で、本件太陽光契約の解除または変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲は乙に本件設備の撤去、変更または原状復旧に要した費用を支払う。
- 乙が本件工事に着手する前に本件太陽光契約が解除または変更された場合で、測量監督等に費用を要したときは、甲はその費用をすみやかに乙に支払う。

第7条（損害の賠償）

乙は、天候、用地交渉または停電交渉の事情等、乙の責めに帰さない事由で本件工事の工期が遅延した場合または完成ができない場合、これにより生じた甲の損害について、賠償の責めを負わない。

第8条（その他の事項）

- 本件太陽光契約の連系開始後に、甲より本件太陽光契約の変更の申込があった場合で、工事が必要となるときは、乙はその工事に要する費用を別途申し受けることができる。
- 本契約に定めのない事項については、乙の供給約款等および契約要綱に基づくものとし、本契約の実施にあたり疑義を生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議し、解決する。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙が記名・押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

印

(乙) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
北陸電力株式会社
【〇〇支店／〇〇支社営業部(〇〇営業所)】
営業部(所)長 〇 〇 〇 〇

印

負担金工事内訳（高圧・低圧）
【工事費負担金請求時用】

○工事概要

設備区分	項目	新設	撤去	建替・張替・取替	備考 (設備機器・材料の仕様 工事方法等)	特定負担の 設備分類
架空線	支持物（電柱）	本	本	本		
	高圧線	m	m	m		
	高圧引込線	m	m	m		
	開閉器	台	台	台		
	変圧器（kVA）	台	台	台		
	低圧線	m	m	m		
	低圧引込線	m	m	m		
	電圧調整器	台	台	台		
地中線	管路	m	m	m		
	マンホール・ハンドホール	箇所	箇所	箇所		
	高圧ケーブル	m	m	m		
計量器	計量器	台	台	台		
	計器用変成器	台	台	台		
その他	調査測量費・用地取得費・設計費・バンク逆潮流対策工事等	—	—	—		

※ 項目ごとの概算工事金額の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提出していただく必要があります。

○概算工事金額

総額	〇〇. 〇百万円（消費税等相当額 〇. 〇百万円含む） （材料費等〇〇. 〇百万円、工費等〇〇. 〇百万円）
内訳	架空線工事 〇. 〇百万円（消費税等相当額除く） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円）
	地中線工事 〇. 〇百万円（ " ） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円）
	計量器工事 〇. 〇百万円（ " ） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円）
	その他 〇. 〇百万円（ " ） （材料費等 〇. 〇百万円、工費等 〇. 〇百万円）